



一般財団法人 日本ガス機器検査協会

<https://www.jia-page.or.jp/>

一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA：Japan Gas Appliances Inspection Association）は、
1967年に財団法人として設立し、2011年4月に一般財団法人に移行しました。
設立以来、客観的・中立的な立場で、ガス機器等の検査認証、資格試験・講習、
マネジメントシステム認証、環境ソリューション等の事業を展開し、
幅広いサービスを提供しています。

～ 理念 ～

JIAは質の高いサービスの提供を通じて、
安全で安心な暮らしの実現に貢献し、
いつの時代にも社会に必要とされる存在であり続けます。

～ 理念を達成するための4つの思い ～

- ① つながりを大切にすること
- ② 未来を思い描くこと
- ③ 情熱を持ち続けること
- ④ こころざしを遂げること

目 次

■ ガス機器等の検査・認証事業 2

1. ガス事業法等に基づく検査（適合性検査）
2. 産業標準化法によるJIS認証
3. 水道法による給水装置の認証
4. 契約に基づく検査・認証
5. 消防法に基づく防火性能評定
6. ガス事業法に基づくガス工作物使用前検査

■ 資格試験・講習事業 4

1. ガス主任技術者試験事務
2. ガス機器等の設置・施工に関する資格講習

■ マネジメントシステム認証事業 6

1. 品質マネジメントシステム（ISO 9001）
2. 環境マネジメントシステム（ISO 14001）
3. エネルギーマネジメントシステム（ISO 50001）
4. 自動車産業向け品質マネジメントシステム（IATF 16949、ARR）
5. 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO 45001）
6. 食品安全マネジメントシステム（ISO 22000、FSSC 22000、JFS-C）
7. サブリメントGMP（JIA-GMP）
8. 森林認証
9. 木質バイオマス証明の事業者認定
10. クリーンウッド法登録業務
11. 木材トレーサビリティ証明事業
12. 温室効果ガス（GHG）排出量検証（東京都、埼玉県）
13. LCA検証サービス
14. タイプIII環境ラベル（EPD）

■ 環境ソリューション事業 11

1. 土壌調査・対策

◆国際化への対応と海外認証機関との協力 12

1. 海外認証機関との業務提携
2. 標準化活動

◆社会貢献活動の実施 12

1. 行政機関等からの依頼試験・ガス機器に関する事故原因究明
2. 行政機関等からの受託事業
3. 検査設備の開放・貸出
4. 広報活動

ガス機器等の検査・認証事業



JIAは、法律・規格・基準に基づきガス機器等の製品・設備の安全・性能について検査・認証を行っています。これら法律・規格・基準に適合したことを証明する『JIAマーク』は、社会から高い信頼を得ています。

お問合せ

認証技術部：03-5570-5990
ガス工作物検査グループ：03-3960-0031

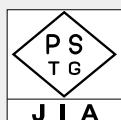
東京検査所：03-3960-4251
名古屋検査所：0568-72-2361
大阪検査所：06-6224-4468

1 ガス事業法等に基づく検査（適合性検査）

「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」に基づく登録検査機関として、法律に定められた製品について安全基準への適合を確認しています。

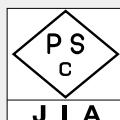
＜証票と対象品目＞

■ガス事業法



半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
半密閉燃焼式ガストーブ
ガスふろバーナー

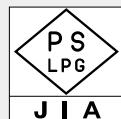
■消費生活用製品安全法



浴槽用温水循環器

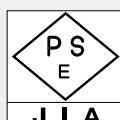


■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



カートリッジガスこんろ
半密閉式瞬間湯沸器
半密閉式バーナー付ふろがま
半密閉式ストーブ
ふろバーナー
ふろがま
液化石油ガス用ガス栓

■電気用品安全法



電熱器具

2 産業標準化法によるJIS認証

産業標準化法による登録認証機関として、JIS 対象製品の認証を行っています。JIS認証は製品試験と工場審査とから構成され、試験・調査の結果がJIS規格に適合している場合にJIS認証書が発行されJISマークを製品に表示することができます。

＜証票と対象品目＞



家庭用ガス調理機器
家庭用ガス温水機器
カセットこんろ用燃料容器

ガスコード
ガス機器用迅速継手
ガス栓

3 水道法による給水装置の認証

上水道に接続する給水装置について、水道法で定める給水装置の構造及び材質の基準によって認証を行っています。給水装置の認証は、性能基準検査の後、製造工場の検査（フォローアップ検査）又は製品の抜取検査を行います。これらの検査に合格した製品には、基準に適合した証しとしてJIAマークを表示することができます。

＜証票と対象品目＞



湯沸器類
給水栓・弁類
その他

4 契約に基づく検査・認証



JIAは、製造・販売事業者との契約により、ガス機器等の安全・性能等に関し検査を行い認証しています。これら検査・認証に用いられる検査基準は、消費者団体、学識経験者、行政機関、関係業界等の委員によって構成された委員会で公平性を確保された基準として策定されています。分散型電源として期待されている燃料電池など新たな機器の認証も行っています。

JIAの検査・認証は、製品の設計に関する検査（形式検査）と、製品が設計どおり製造されていることを確認する製造工場の検査（フォローアップ検査）から構成されています。これら2段階の検査に合格した製品には認証書が発行され、検査基準に適合した証しとしてJIAマークが表示されます。

<証票と対象品目>

■家庭用・業務用ガス機器



- 調理機器 ガスヒートポンプ(GHP)
- 温水機器 ガスエンジンコージェネレーション
- 暖房機器 燃料電池等
- 衣類乾燥機

■低輻射型ガス厨房機器(業務用厨房機器)



■防災用機器等



- 都市ガス用警報器
- 都市ガス用外部警報器
- カセットこんろ用容器
- 都市ガス用マイコンメータ
- ガス燃焼機器用排気筒等

- 都市ガス用ガス栓
- 金属可とう管
- ガスコード
- 迅速継手等

- ふろがま用ゴム製循環管
- ガス燃焼機器用部品
- カートリッジガスこんろ用等
- 主要部品

5 消防法に基づく防火性能評定

ガス燃焼機器等を設置する際の火災予防上安全な距離（可燃物との離隔距離）を短くするため、JIAでは消防庁告示に基づき防火上の有効性を確認する試験を実施しています。試験により決定した離隔距離は、防火性能評定ラベルに具体的な数值で記載し消防機関等に情報提供しています。

ガス機器防火性能評定			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
一般財団法人日本ガス機器検査協会			

6 ガス事業法に基づくガス工作物使用前検査

都市ガスの製造所やガスホルダー、導管、整圧器など経済産業省令に定められたガス工作物は、実際に使用する前に検査を受けて合格することが必要です。JIAは、経済産業大臣の登録を受けた登録ガス工作物検査機関としてガス工作物の使用前検査を行っています。



資格試験・講習事業

ガスの製造・供給からガス機器の使用までの安全を確保するため、それに携わる技術者を対象に資格試験及び各種資格講習を行っています。

1 ガス主任技術者試験事務

ガス小売事業者、ガス導管事業者及びガス製造事業者は、ガス工作物の工事、維持又は運用に関し保安を確保するため、ガス主任技術者を選任することがガス事業法で義務づけられています。JIAは、ガス主任技術者試験の試験事務を行う指定試験機関として経済産業大臣の指定を受け、試験の実施及び免状の交付を行っています。

お問合せ ガス主任技術者試験センター：03-3960-0159

2 ガス機器等の設置・施工に関する資格講習



JIAは、ガス機器設置工事・内管工事に携わる方を対象に各種資格講習及びガス機器の設置基準に関する書籍の出版を行っています。

お問合せ 教育講習部：03-3960-7841

(1) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(特監法)に基づく講習

屋内に設置されるガスふろがま、ガス湯沸器及びこれらの排気筒に関する設置工事は、同法に基づきガス消費機器設置工事監督者の監督・指示のもとで施工を行うか又は監督者自らが施工することが法律で定められています。JIAは、特監法の指定講習機関として経済産業大臣から指定を受け、工事監督者に必要とされる知識・技術に関する講習を実施しています。

(2) ガス機器設置スペシャリスト(GSS: Gas Appliances Setting Specialist)に関する講習

GSSは家庭用常設型ガス機器の設置者を育成するために業界団体が創設した資格制度です。JIAは、資格制度の運営及び講習を実施する機関として、最新のガス機器を含めたガス機器の設置・施工に必要な基礎知識、施工方法、関連法規などの内容を教育する講習会を開催し、資格取得された方には資格証を発行しています。



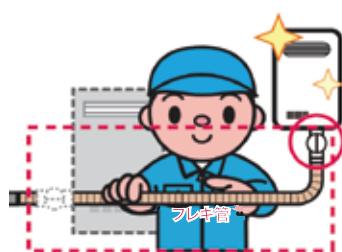
(3) ガス機器点検員資格制度の運営機関業務

ガス機器点検員資格制度は、消費生活用製品安全法に定められた長期使用製品安全点検制度の対象となる屋内設置式温水機器の点検に携わる技術者を育成する資格制度です。JIAは、点検員のための教育カリキュラムの作成、講習機関の認定、講師の育成、点検員の登録等を実施しています。

(4) 内管工事資格制度の運営機関業務

内管工事資格は、都市ガス需要家の敷地内に設置されるガス管（内管）の工事を行う指定工事店の施工者の技量確保を図るために日本ガス協会が創設した資格制度です。JIAは、運営機関として資格管理等の事務業務を行っています。

(5) 簡易内管施工士資格に関する講習



簡易内管施工士資格は、都市ガス需要家におけるガス機器の移設工事等に伴うガス栓の移設・増設工事（ネジ切り配管工事、隠ぺい部分の工事は除く）を行う際に、施工に必要な知識・技能を有していることを証明するために日本ガス協会が創設した資格制度です。JIAは、簡易内管施工士の資格付与及び知識・技能向上のための講習会を開催しています。

(6) ガス可とう管接続工事監督者に関する講習



ガス可とう管（強化ガスホース及び金属可とう管）を用いてガス機器とガス栓（都市ガス）を接続する工事を行う場合、十分な知識や技能を有する監督者のもと施工されることで安全が確保されます。JIAは、運営機関として、ガス可とう管接続工事監督者講習会を開催しています。

(7) 保安業務監督者に関する講習

ガス小売事業者が保安業務規程においてガス消費機器に関する周知・調査などの保安業務を監督する者として選任する「保安業務監督者」を育成するための講習会を開催しています。

(8) 消費機器調査員資格制度に関する講習

消費機器調査員資格制度は、消費機器調査の適切な実施によりお客様の保安水準の維持・向上を図ることを目的に日本ガス協会が創設した資格制度です。JIAは、日本ガス協会の委託を受けてガス小売事業者の保安業務を担当する者を育成するための講習会を開催しています。

(9) ガス機器の設置基準及び実務指針（黒本）の出版

ガス機器の設置工事の際の基準等をまとめた「ガス機器の設置基準及び実務指針」（家庭用）及び「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」を出版しています。これらは通称「黒本」と呼ばれ、安全なガス機器の設置に役立っています。また、現場で「黒本」の主なポイントについてご確認いただけるように、家庭用及び業務用の「実務者必携 ガス機器設置工事者のためのポケットブック」も出版しています。

マネジメントシステム認証事業



JIA は我が国における ISO 認証導入当初の 1993 年 6 月に ISO マネジメントシステムの認証機関として JIA-QA センターを設立し、日本適合性認定協会（JAB）から認定を取得しました。

JIA-QA センターは、母体となるガス機器の検査・認証業務で培った、工場の品質管理体制に対する経験や能力を生かし、審査において現場確認重視の姿勢を貫いております。このような審査に対する真剣な取り組み姿勢により、お客様から高い信頼をいただいており、長年に亘る豊富な審査・認証の経験と相まって、認証対象業種はガス関連分野をはじめ自動車、化学、食品、建築、エンジニアリング、サービス等と多岐にわたる産業分野に広がっています。

お問合せ JIA-QA センター：03-5570-9561

1 品質マネジメントシステム (ISO 9001)

日本適合性認定協会（JAB）及びオランダの認定機関RvA（登録番号：C141）から、ガス事業、ガス機器製造、機械、自動車、電気電子、金属、化学、サービス等の分野において認定を受け、ISO 9001 の認証を行っています。



2 環境マネジメントシステム (ISO 14001)

日本適合性認定協会(JAB)から、ガス事業をはじめ、機械、化学、印刷、サービス等の産業分野において認定を受け、ISO 14001 の認証を行っています。



3 エネルギーマネジメントシステム (ISO 50001)



エネルギー管理の国際規格である ISO 50001 が 2011 年 6 月 15 日に発行されました。エネルギー マネジメントシステムは、組織がエネルギー効率を含むエネルギー パフォーマンスを継続的に改善するためのマネジメントシステムであり、地球温暖化防止という社会的要請に応えるだけでなく、エネルギーコストの低減効果、グリーン 購入、CSR 調達の加点評価としても期待されています。

JIA は、長らくエネルギーに携わってきた経験に加えて、ISO 50001 が通常のマネジメントシステムと異なり現場レベルの個別具体的なパフォーマンスの改善を求めていることから、現場確認重視を信条としている JIA の得意とするところです。また、エネルギー管理に関連して東京都の GHG 検証実績でも高い評価とシェアを有しています。

4 自動車産業向け品質マネジメントシステム (IATF 16949、ARR)

近年、米国及び欧州の大手自動車会社では、IATF 16949 の認証を受けたメーカーから部品調達を行うというグローバリゼーションの動きが進んでいます。

JIA は、国際的な自動車産業界の連合組織である IATF (International Automotive Task Force) から **IATF 16949** の認証機関の認定を受け（日本の認証機関で 2 機関のみ）、認証を行っています。IATF の評価において JIA は一貫して優秀なパフォーマンススコアを維持しています。

また、KBA (ドイツ連邦自動車局) から ARR (欧州道路交運通法令類) の認証機関としての指定をされています。

このように JIA は、自動車に関する高度な専門性を持った審査員によって、パフォーマンスの向上につながる有効性の高い審査を実施し、自動車産業におけるグローバリゼーションに貢献しています。



5 労働安全衛生マネジメントシステム (ISO 45001)



労働災害は一旦発生すると企業にとって貴重な「人財」を損なうだけではなく、使用者としての善管注意義務が問われます。ISO 45001 の取得により、労働災害リスクの低減や労働生産性の向上、企業の社会的信頼の獲得につながります。入札で加点評価する地方自治体が増えています。

6 食品安全マネジメントシステム（ISO 22000、FSSC 22000、JFS-C）

ISO 22000 は、食品衛生におけるハザード分析手法である HACCP を利用して、全てのフードチェーンでの食品安全を目的とした国際的なマネジメントシステム規格です。日本適合性認定協会 (JAB) から日本で第一陣の認定を受けています。

また、フードディフェンス（食品防御）強化及びフードラウド（食品偽装）防止を盛り込んだ FSSC 22000 は、ISO/TS 22002-1 等（現場レベルでの個別具体的な一般衛生管理）が要求されていることで、食品安全への取り組みをより具体的に推進できる認証スキームです。FSSC 22000 についても、2012 年 3 月に JAB から認定を取得し、認証を行っています。

2016 年 7 月に、日本発の食品安全マネジメントシステムの認証スキームが公表され、同年 8 月に日本で

最初に JFS-C 規格に基づく認証を開始しました。国際標準に共通する部分に加え、「現場からの改善提案」や「食品偽装防止対策」が要求事項に定められるなど、日本発としての特徴を有しています。2016 年 9 月に JFS-C 第一号認証を行い、2017 年 2 月には、JAB から第一号認定を取得しています。

食品工場等においては現場での審査が重要であり、食品安全分野の認証においても、現場確認重視の姿勢を培つてきた審査経験を活かしています。



7 サプリメントGMP（JIA-GMP）

日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) により設置されたサプリメント認証枠組み検証有識者会議が発行した「スポーツにおけるサプリメントの製品情報公開の枠組みに関するガイドライン」で、生産施設審査の審査基準として JIA サプリメント GMP 基準が認められ、これに基づく審査を実施しています。

8 森林認証

森林認証制度とは、適正に管理された森林を認証し、さらにその森林から産出された材を供給連鎖段階でも適切に分別管理することにより、持続可能な森林管理と木材利用を図ろうとする制度です。

認証された製品であるかどうかは、販売先への伝票等に認証主張（認証パーセンテージ情報等）や認証番号等を記載することにより、認証情報を伝達します。すべての供給連鎖を通じてこの情報をつなげることにより、製品が適切に管理された森林からの材料を使用している製品かどうかを判別できる仕組みになっています。また、認証製品には、森林認証のロゴマークを使用でき、消費者はロゴマークを見て森林認証製品を購入することで間接的に持続可能な森林管理をサポートできます。

森林管理の認証を FM (Forest Management) 認証、供給連鎖段階での認証を CoC (Chain of Custody) 認証と呼び、JIA では、それぞれ森林施業を行う事業者や認証材の製造・供給に携わる事業者を対象に認証を行っています。また、建築物などを対象とするプロジェクト認証があります。

森林認証制度は世界に様々な種類があります。これは様々な団体が独自に規定を作っている為であり、世界中で適用される規定もあれば、国単位で規定されている制度もあります。

JIA では数ある森林認証制度の内、世界で最も FM 認証面積の多い PEFC^{※1} 認証、日本の森林認証制度である SGEC 認証^{※2}、世界で最も CoC 認証取得者の多い（2019 年 12 月現在）FSC® 認証^{※3}

の審査・認証業務を行っております。JIA は PEFC、SGEC 及び FSC について、日本で活動する審査・認証機関の中で唯一、3 つの認証制度の認定を直接取得している認証機関であり、3 つの森林認証制度についてワンストップで審査を提供しています。なお、PEFC と SGEC は相互承認をしているため要求事項に大きな違いはありませんが、FSC との同等性はありません。

※1 PEFC: Programme for the Endorsement of Forest Certification

※2 SGEC: Sustainable Green Ecosystem Council（緑の循環認証会議）

※3 FSC: Forest Stewardship Council®（森林管理協議会）



お問合せ JIA-QA センター森林・EPA グループ：03-3586-1686

9 | 木質バイオマス証明の事業者認定

再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度（FIT。Feed-in Tariff の略。）が 2012 年 7 月から日本でもスタートしました。再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定価格・一定期間買い取ることを国が保証し、再生エネルギーの普及を促進するための制度です。

JIA では、FIT の対象となる木質バイオマス燃料を供給する事業者に対する認定サービスを提供しています。使用する燃料材の区分により電力調達価格が異なるため、国が定めるガイドラインに従って、国産材、輸入材に関わらず木質バイオマスの出所を確認するとともに燃料を供給する森林生産者、燃料メーカー、流通事業者の分別管理などの運用の適切性を審査し、事業者認定を行っています。

10 | クリーンウッド法登録業務

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が 2017 年 5 月 20 日に施行されました。

この法律は、木材等を取り扱う事業者（以下、木材関連事業者）を対象としており、事業内容により第一種木材関連事業者または、第二種木材関連事業者に分類されます。

JIA では、第一種及び第二種木材関連事業者の登録業務を行っております。

11 木材トレーサビリティ証明事業

木材製品について、原材料の産地からの供給連鎖を通じて売買記録等を査証する木材のトレーサビリティ証明を行っています。



12 温室効果ガス(GHG)排出量検証（東京都、埼玉県）

2010年4月に東京都で温室効果ガスについて義務化された「総量削減義務と排出量取引制度」、2011年4月に埼玉県で義務化された「目標設定型排出量取引制度」において、登録検証機関として排出量検証を行っています。

東京都及び埼玉県の排出量検証のいずれにおいても多数の検証実績があり、特に、東京都特定ガスではトップ3のシェア、都内の地域冷暖房全事業体については約半数の検証実績があります。また、高い検証レベルが要求されるトップレベル事業所、事業所ごとに特有の専門性が要求されるその他ガス削減量、都内外削減量等についても複数の実績があります。



13 LCA検証サービス

LCA（ライフサイクルアセスメント）は、原材料の採取から製造、使用、廃棄までの過程を通して、製品が環境に与える負荷の大きさを定量的に評価するものです。LCAは、環境保全対策、環境負荷の低減、環境に関するリスク管理など、企業の取り組みを分析する目的で利用されております。JIAは、第三者の立場でLCA報告書の検証を行っています。

14 タイプIII環境ラベル(EPD)

EPD[※]は、LCA（ライフサイクルアセスメント）に基づく環境情報を取りレット形式で公開するものです。消費者や使用者に製品のライフサイクルを通じた環境影響の情報を提供することで、消費者や使用者が自ら選択的に環境に配慮した製品を購買することができるようになります。

認定を受けた独立検証員によって、EPDの検証を行っております。

※ EPD : Environmental Product Declaration

EPD[®]



環境ソリューション事業

昨今、地球温暖化問題に代表されるように環境への社会的な関心が高まっており、企業の社会的責任として企業間の取引においてもグリーン購入など環境を前提とした行動が活発に行われています。JIAは今まで培ってきた安全・信頼を基盤に「環境」に関するソリューションを提供しています。



1 土壌調査・対策

2003年に施行された土壌汚染対策法も、その後2度の改正により、企業活動の様々な局面において影響を及ぼすようになってきています。

特に、不動産の売買時には、物件引き渡し後に土壌汚染が判明すると様々なリスクが顕在化するため、売り手、買い手双方において、土壌汚染の有無を事前に把握する重要性が高まっています。

JIAは、土壌調査から汚染土壌対策工事、アスベスト調査、PCB調査、これらに伴う環境解体工事のご相談などについてワンストップでお客様のご要望にお応えします。

お問合せ 環境ソリューションセンター 土壌グループ：03-5549-9811

(1) 土壌調査

JIAは、環境省土壌汚染対策法の指定調査機関として、中立的・客観的な立場で、土地の使用履歴を調べるフェーズ1調査、土壌及び地下水のサンプリングを行うフェーズ2調査を行っています。不動産売買など、お客様の目的に沿った、迅速で丁寧な調査を全国各地で展開しています。

(2) 汚染土壌対策工事

東京都より特定建設業（建設業の種類：とび・土木工事業、管工事許可番号：東京都知事許可（特-23）第136672号）の許可を取得しており、土壌調査から汚染土壌対策まで一貫した対応が可能です。対策工事は、掘削除去のみならず、不溶化など様々な工法に対応します。



(3) アスベスト調査、PCB調査、環境解体

工場や社宅などの建物を売買する際に必要となるアスベスト診断士によるアスベスト調査、PCB調査も実施しています。また、これらの調査に伴う環境解体工事も実施しています。

(4) コンサルティング

他社の実施した報告書のレビューや調査方法・対策方法に対するアドバイス、調査結果に基づく行政対応など、上記に関するコンサルティングを行っています。

国際化への対応と海外認証機関との協力

経済のグローバル化進展の中、貿易の拡大に伴う国際化の流れはガス機器等にも及んでいます。JIAは、このような国際化の進展に対応するため、各国の検査・認証機関との業務提携や技術情報交換を通じて緊密なネットワークを作り、海外の規制及び基準改正の動向調査、検査技術情報の収集等を行っています。

1 海外認証機関との業務提携

海外の認証機関と業務提携を行い、①「海外で生産されたガス機器等が日本に輸入される場合の工場検査を海外認証機関に代行させる業務」、②「国内で生産されたガス機器等を海外に輸出する場合の工場検査をJIAが代行する業務」を行っています。

2 標準化活動

市場の合理化、安全・安心の確保、技術情報の相互理解、品質の確保及び新技術・製品の普及等のため、標準化活動への取り組みが重要視されています。JIAでは、標準化活動として主にガス燃焼機器やガス関連製品に関する国内標準であるJISや国際標準であるISO、IEC規格の開発に関する審議・策定に参画し、ガス燃焼機器やガス関連製品の品質・技術の向上及び関連業界の標準化活動に貢献しています。

社会貢献活動の実施

1 行政機関等からの依頼試験・ガス機器に関する事故原因究明

ガス機器に関連する事故原因の究明には、客観性と中立性が求められます。JIAは、高い専門能力を備えた中立機関として、行政機関、警察、消防、裁判所等からの原因究明依頼に対して、調査・試験を行っています。また、消費者団体からのガス機器等の性能や安全性などの確認に関する依頼試験を実施しています。

2 行政機関等からの受託事業

(1) ガス機器等の試買試験

「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「消費生活用製品安全法」の規制対象製品として指定されているガス機器等を市場から買い上げて、技術基準への適合性について調査しています。

(2) ガスの使用における安全性に関する調査

ガスを安全に使用するための技術的な調査を実施しています。

3 検査設備の開放・貸出

保有する検査設備等を広く一般に活用してもらうため、ガスが使用できる電波半無響室、環境試験室、大型送風機など各種検査設備の開放・貸出を実施しており、技術開発や品質向上等にお役立ていただいています。

4 広報活動

ガス関連機器の安全な使用等の周知を目的として、展示会に出展を行うとともに業界紙・インターネット等の媒体を利用して広報活動を行っています。

